

HACCPに沿った衛生管理の義務化について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月公布、令和2年6月施行)に基づき、酒類製造者を含む食品等事業者において、**令和3年6月1日からHACCPに沿った衛生管理が原則義務化**されています。

義務化への対応に関する相談がございましたら、所轄の国税局鑑定官室(沖縄国税事務所においては間税課主任鑑定官。以下同様。)までお問い合わせください。

● HACCPに沿った衛生管理について

まずは、リーフレット「HACCPに沿った衛生管理の制度化について」(※1)をご覧ください。特に、小規模事業場(食品の取扱いに従事する者の数が50名未満)においては、業界団体が作成した酒類製造業における手引書(※2)をもとに管理を行うことが可能です。

上記を踏まえ、ご不明な点がございましたら、所轄の国税局鑑定官室へお問い合わせください。なお、リーフレット及び手引書は、それぞれ国税庁及び厚生労働省のHPにおいて公開されています。

(※1) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/pdf/0020002-102.pdf>

(※2) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

● HACCPに沿った衛生管理を行っているが、対応に不安がある

リーフレット及び手引書をもとに衛生管理を行っている皆様においても、制度に沿った対応ができていないか不安があると思います。こうした不安に対しても、所轄の国税局鑑定官室では随時相談を受け付けております。

(相談事項の一例)

- ・自社の製造工程の一部が、手引書の様式例と対応していない可能性がある
- ・作成した衛生管理計画や手順書について、技術的な観点からのアドバイスが欲しい

● その他の製造技術相談について

衛生管理以外にも、製造等に関する酒類製造者の皆様からの技術相談を随時受け付けております。

本件に関する技術相談窓口

所轄の国税局鑑定官室へ、直接お問い合わせください。

札幌国税局 鑑定官室	011-231-5011 (内4620)	大阪国税局 鑑定官室	06-6941-5331 (内2368)
仙台国税局 鑑定官室	022-263-1111 (内3434)	広島国税局 鑑定官室	082-221-9211 (内3782)
関東信越国税局 鑑定官室	048-600-3111 (内2387)	高松国税局 鑑定官室	087-831-3111 (内 462)
東京国税局 鑑定官室	03-3542-2111 (内3195)	福岡国税局 鑑定官室	092-411-0031 (内4502)
金沢国税局 鑑定官室	076-231-2131 (内2611)	熊本国税局 鑑定官室	096-354-6171 (内6217)
名古屋国税局 鑑定官室	052-951-3511 (内5830)	沖縄国税事務所 主任鑑定官	098-867-3601 (内 470)